温泉利用許可に係る地位の承継承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 温泉の利用許可を受けた者である法人が合併又は分割するとき。 |
| 根拠法令 | 法　　律　第16条規　　則　第８条細　　則　第15条（様式第16号） |
| 提出部数 | 保健所設置市以外：１部（保健福祉事務所） |
| 添付書類 | １．合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し２．承継者である法人が温泉法第15条第２項各号に該当しない者であることを誓約する書面 |
| 手数料 | 保健所設置市以外：８，１００円（長野県収入証紙） |
| その他 | １．申請者は被承継者である法人であり、事前の申請が必要。２．被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後に、承継者である法人はその効力を証する書類として、法人の登記事項証明書を提出するものとする。※保健所設置市（長野市及び松本市）内に所在する施設に関する申請は、管轄の市保健所に問合せること |

温泉利用許可に係る地位の承継承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 温泉の利用許可を受けた者が死亡した場合に、相続人が当該許可に係る事業を引き続き行おうとするとき。 |
| 根拠法令 | 法　　律　第17条規　　則　第９条細　　則　第15条（様式第16号） |
| 提出部数 | 保健所設置市以外：１部（保健福祉事務所） |
| 添付書類 | １．戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係が明らかなもの）２．相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書３．申請者が温泉法第15条第２項各号に該当しない者であることを誓約する書面 |
| 手数料 | 保健所設置市以外：８，１００円（長野県収入証紙） |
| その他 | 申請期限は、被相続人の死亡後60日※保健所設置市（長野市及び松本市）内に所在する施設に関する申請は、管轄の市保健所に問合せること |

温泉利用許可に係る地位の承継承認申請書

年　　月　　日

　　　長野県知事　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 長野県収入証紙欄（消印しないこと。） | 住所（合併又は分割による場合にあつては、法人の主たる事務所の所在地）　　　　　　　　　  |
|  |

氏名（合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名）氏名（合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名）

被相続人との続柄（合併又は分割による場合は除く。）

　　下記のとおり、利用許可を受けた者の地位を承継することを承認してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 被相続人の住所及び氏名（合併又は分割による場合にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） |  |
| 許可年月日及び指令番号 | 　　　年　月　日、長野県指令　第　号 |
| 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称 | 場所 |  |
| 名称 |  |
| 相続開始の日（合併又は分割による場合にあつては、合併又は分割の予定日） |  |